

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 日本原子力発電株式会社（証券コード：-）

### 【据置】

長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的
国内CP格付	J-1

### ■格付事由

- 1957年に旧一般電気事業者9社やJ-POWER（電源開発）、原発プラントメーカーなどの出資により設立。取締役の半数を旧一般電気事業者から迎えるなど、資本的・人的関係が厚い。原子力発電と旧一般電気事業者5社への卸売を主力とする。保有電源の投資回収はその運営や維持・管理のための必要経費、バックエンド費用等の固定費が卸売料金に反映されるうえ、生涯年にわたる全量受電が基本協定等で担保されている。
- 収益力や財務基盤は安定している。東海第二発電所の安全対策工事の完了に時間を要している上、敦賀発電所2号機では、設置変更許可申請書のうちK断層の活動性及び連続性について、新規制基準に適合していると認められないとする原子力規制庁の確認結果が出るなど、当社を取り巻く経営環境は依然厳しい。ただ、受電会社との強固な契約関係が当社事業を支えている構造に変化はない。審査の実務対応や資金調達においても、引き続き受電会社からの協力を得られる見込みである。以上より、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- 20/3期以降の当期利益は20億円程度（24/3期24億円）と一定水準を確保している。受電会社との契約の枠組みに大きな変更がない限り、当面は現状程度の利益水準を維持できると想定される。自己資本比率は17/3期末以降20%台で推移し、24/3期末21.8%（震災前の10/3期末25.6%）となった。今後、東海第二発電所の安全対策工事が本格化していく見込みであるものの、工事資金については受電先のサポートにより確保可能とみられる。
- 当社は今のところ、追加調査やデータの拡充に取り組み、敦賀発電所2号機の再稼働を目指す方針であるが、JCRは今後の当社と原子力規制委員会双方の対応を見定めていく。なお、廃炉については、円滑な作業ができるよう、廃炉会計制度等が整備されており、当社を含む事業者に対する財務面での急激な負荷は生じない。

（担当）殿村 成信・小野 正志

### ■格付対象

発行体：日本原子力発電株式会社

### 【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

  

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	300億円	J-1

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年8月13日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：窪田 幹也  
主任格付アナリスト：殿村 成信
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年2月1日)、「電力」(2023年6月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) 日本原子力発電株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
  - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル